

令和6年度第2回料金審議会 会議記録

- 1 日 時 令和6年9月27日（金）13：57～15：15
- 2 場 所 静岡商工会議所 4階402号室
- 3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

（司会者）

ただいまから、静岡県大井川広域水道企業団第2回料金審議会を開催いたします。審議会に先立ちまして、当企業団市川企業長より御挨拶申し上げます。

（企業長）

改めましてご出席ありがとうございます。

今年の夏は非常に暑い、去年も暑かったですが、今年はまた輪をかけて暑い中で南海トラフ地震臨時情報があったり、その後、台風、水や米が不足したり、最近は大井川で水道管と下水管が埋まっている場所で陥没や地盤沈下が発生したりと、色々なことが起きる中で、日常的なものが失われるということが皆さんの生活に多大な影響があり、電気やガスもそうですが、普段出る水道が出なくなると、能登のときにも思いましたが、非常に住民の皆様の生活に多大な影響を与えることが起こるとわかり、改めて私どもは布設から経営の計画も何があってもリスクを想定して、安定的に供給できるように用水供給事業を運営していかなければいけないと思いを新たにしているところでございます。

本日は2回目の審議会ということで、オブザーバーの皆様も含めてご出席ありがとうございます。本日は前回、総括原価方式の区分的にどうなのかというご指摘もいただいたものですから、まずその経費区分をもう一度しっかり見直したことを説明させていただいて、その上で私どもの今後の料金の在り方に対する考え方というのをご説明させていただきたいと考えております。

これから何十年も料金の基礎になるベースの考え方をしっかり固めたいと考えておりますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

（司会者）

ここで佐藤克昭委員長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

（佐藤克昭委員長）

改めまして皆様、こんにちは。ただいま、企業長からもお話がございましたが、最近の能登の豪雨被害の復旧動向や、本日は間もなく新しい総裁が決まりそうだというような気掛かりなことが多い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、前回の審議内容を踏まえて論点を整理し、さらに議論を深めて進める中で、審議会としての与えられた課題に応ずる方向性を取りまとめ、示せるように務めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上、挨拶に代えさせていただきます。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、ただいまから審議に入りますが、本日の審議委員会につきましては、午後4時を終了の目安とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤克昭委員長)

それでは審議会の進行役を務めさせていただきますので、円滑な審議にご協力をよろしくお願いいたします。審議会は全3回を予定しております、本日が2回目の審議会になります。

それでは、事務局から説明をお伺いします。

(事務局)

まず1の総括原価の配賦について説明します。資料1-1の総括原価の配賦についてをご覧ください。

こちらは、前回の料金審議会で佐藤克昭委員長から改めて固定費と変動費の仕分けを、どのように行って基本料金原価と使用料金原価に配賦するのかの基準を明確にする必要があるという意見を受けまして、総括原価の配賦について、改めて水道料金算定要領に基づき、試算等を行ったことの説明になります。

まず、1の概要ですが、水道料金算定要領のⅡ説明資料の2. 総括原価で総括原価の原則等に関する記載があり、3. 料金体系で料金体系の原則等が記載されています。以下、算定要領に基づき、総括原価の配賦について検討しました。

次に2の水道料金算定要領の3. 料金体系(3)個別原価計算基準イ基本的な考え方についてですが、図の左側にあるとおり、「計算方式のもっとも極端なものとしては、総括原価のうち、需要家費及び固定費の全額を準備料金とし、変動費を水量料金とするものが考えられる」となっています。具体的には図の右側のとおりとなります。

下の表ですが、この考え方に基づき企業団の将来の料金について試算したのですが、基本料金は現行の31円から令和11年度から令和15年度には旧基本料金と更新基本料金の単価の計が55.3円となり、使用料金に比べて基本料金の計が極めて大きくなります。他の期間も令和11年度から令和15年度同様に基本料金の計が極めて大きくなってしまいます。

実際にどのように配賦しているかは、資料1-2をご覧ください。3つの表がありますが、一番左が現行料金の平成29年度料金改定時の原価配賦になります。

真ん中の表が水道料金算定要領に基づく料金原価配分の3部料金制案、こちらが資料1-1の料金試算をした原価配分になります。変動費に配賦されるものは、薬品費、動力費及び汚泥処理費用となり、控除項目は雑収益等となります。固定費の人件費等は資産維持費算出に用いる旧施設と更新施設の対象資産の比率で按分しています。減価償却費、企業債利息等は、旧施設分と更新施設分と分けて配賦しています。

一番右の表が現在協議中の原価配分となります。

それでは、資料1-1の中ほどにある表に戻って、水道料金算定要領に基づくもっとも極端な計算方式で試算した結果、基本料金が極めて大きくなることから、水道料金算定要領では、真ん中にある図の左側にあるとおり、「しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額になり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活水の低廉な確保という料金設定の原則にももたらすこととなる。また、水道事業では原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみること、必ずしも適当ではない。したがって、

固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である」とあります。

そのようなことから水道料金算定要領では、固定費を水量料金へ配賦する基準がいつか示されています。

次に3の料金算定における固定費の配賦についてですが、枠内にある表をご覧ください。

こちらは水道料金算定要領の個別原価計算基準を抜粋したものになります。まず、ロの使用者群の区分では、給水管の口径別という言葉や、ハの従量料金では使用者群、ニの総括原価の分解及び配賦では需要家費、ホの特別措置では生活用水に対する配慮という言葉からも水道料金算定要領に示される固定費の配賦方法は、末端給水事業の料金設定において、固定費の一部を使用料金へ配賦することで少量使用者の基本料金が高額とならないよう配慮する方法であり、末端給水向けであると考えられます。

このようなことから、矢印の先にあるとおり、企業団は、平成29年度料金改定から総括原価方式に基づき原価を算定し、減価償却費及び資本費用以外の原価を使用料金に配賦することで、基本料金と使用料金の調整を図りましたが、新たに3部料金制を採用することから、現行の原価配分について再度精査し協議してきました。

次に資料1-3をご覧ください。

こちらは今まで協議してきましたD、D'、E案の原価配分になります。

今まで企業団が説明してきたことと変更点がありますので、まずそちらを先に説明させていただきます。

控除項目の受取利息、雑収益等ですが、今までのD、D'、E案では、すべて更新基本料金の原価に配賦していました。これは、金額の大半を占める受取利息が更新施設の建設費用の財源である内部留保の資金運用によって、生み出されるものということから更新基本料金の原価へ配賦していましたが、旧施設の減価償却費等によって溜まってきた内部留保を資金運用していることなども踏まえると新旧のいずれかのものでもないということから使用料金の原価に配賦し直しました。

次にD、D'、E案の原価配分について、改めて説明します。

D、D'、E案の原価配分の違いは、ダム管理費とそれに付随する県補助金のみとなります。ダム管理費は、表の真ん中にある赤枠で囲まれた部分となります。

D案はダム管理費を全額、旧基本料金に配賦、D'案はダム管理費のうち、更新費用にあたる20%を旧基本料金、維持管理費にあたる80%を使用料金に配賦、E案はダム管理費を全額、使用料金に配賦となります。

ダム管理費は県補助金で控除されることから、実際にどのくらいの負担になっているかを示したものが各案の表の下にある表になります。

D案は旧基本料金に56百万円、D'案は旧基本料金に11百万円、使用料金に44百万円、E案は使用料金に56百万円に配賦されることとなります。

次に資料2の今後の料金負担の在り方、企業団の考え方について説明します。

資料2をご覧ください。

まず、1の3部料金制の導入についてですが、こちらは要約して説明します。企業団施設は、供給開始から35年が経過し、今後施設更新に取り組みますが、当面の間は整備済の160,700 m³/日の施設と、更新事業により整備される132,590 m³/日の施設が混在することとなります。このため、企業団としては今後の料金負担について、それぞれの施設に対する水量割合に応じた負担に

移行していくよう、当初施設分と更新施設分に区分した3部料金制が意義のあるものと考えています。

次に2の3部料金に伴うダム関連経費及び撤去費の扱いについて説明します。

まず、(1)ダム関連経費ですが、

資金収支方式から総括原価方式へ算定方式を見直した平成29年度の料金改定では、減価償却費、資産減耗費、支払利息、資産維持費を基本料金原価とし、ダム関連経費を含むそれ以外の費用は、使用料金原価に配賦しました。

この結果、ダム関連経費は使用料金原価に含まれることになりましたが、平成29年の料金改定は、基本料金と使用料金の割合や料金単価の値下げ、送水比率などに焦点が当てられており、ダム関連経費の配賦先について特別な議論は行われていませんでした。

以上の経緯と令和9年度から実施を予定している施設更新実施計画により施設能力が大きく変更していく中で、今回の『3部料金制』を取り入れ、基本料金原価を旧基本料金と更新基本料金に区分する中で、改めて料金原価の配賦について検討しました。

このうち、企業団設立時の構成団体からの当初申込水量により建設された長島ダムの関連経費は、水量の多寡や施設更新の有無に関係なくダムが存続する限り生じる固定的な経費であります。

加えて、建設により発生した費用が今後も継続(ダム本体の減価償却費は令和39年度まで、ダム建設負担金の企業債元利償還金は令和13年度まで)することを踏まえ、旧基本料金原価に配賦することが、構成団体の公平な負担及び企業団の安定経営につながると考えています。

次に(2)撤去費ですが、

企業団設立時の当初申込水量に基づき建設された当初施設の撤去については、更新事業との関連性により判断します。

撤去後に施設更新を行う場合は、撤去費を更新費用に含めて資産計上することで、更新基本料金原価の減価償却費として扱います。なお、撤去費を更新費用に含めることで、撤去費も企業債の対象となるなど、費用が平準化され、安定経営に繋がります。

撤去のみ行う施設(廃止管路の充填処理を含む)は、更新事業と一体性がないため、旧基本料金原価の資産減耗費として扱います。

以上が、企業団の考える今後の料金負担の在り方になります。

次に3の料金負担状況について説明します。

資料3-1をご覧ください。

こちらは、令和5年度第3回経営対策会議で示した料金単価試算D、D'、Eによる各市給水料金比較になりますが、今回、受取利息、雑収益等を更新基本料金原価から使用料金原価へ移行したことによりまして、変更が生じたことから再度提示させていただきました。変動した部分は、赤字で表示されている部分になります。変動部分の給水料金の下段には、前回提示したものから変更により変動した金額を記載しています。市によって1百万円から2百万円の増減が生じております。下段が空欄の部分は変動がありません。

資料3-2は、料金単価試算D、D'、Eの令和3年度給水料金との率による比較になります。こちらも資料3-1と同様に受取利息、雑収益等を更新基本料金原価から使用料金原価へ移行したことによりまして、変更が生じたことから再度提示させていただきました。赤字の部分が変動しており、変動部分の割合の下段には、前回提示したものから変更により変動した割合を記載しています。

説明は以上となります。

(佐藤克昭委員長)

ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんでしょうか。何か質問があればお願いします。

(赤木委員)

ご説明いただきありがとうございます。質問や疑問になるところは、特に私はございません。

(佐藤和美委員)

詳しい資料を作成していただきましてありがとうございます。質問については私は、特にございません。

(佐藤克昭委員長)

それでは審議に入りたいと思います。委員の皆様から事務局の説明等も踏まえまして、ご意見とご見解を伺いたいと思います。それでは赤木委員からよろしいですか。

(赤木委員)

それでは私から、ポイントとしては、3点あると思っております。まずは前回問題になった算定要領に沿った考え方であるかどうかというところです。整理していただいている内容で、基本的には算定要領通りの計算になっているものと理解しております。資料1-1の一番下にも整理いただいた通り、算定要領自体が末端事業者を対象としているということで、本来水道料金に関して固定費は基本的に基本料金で回収するのが大原則となります。ただ一方、ここに書かれている通り、基本料金があまりにも高くなりすぎると生活用水使用者にとって負担の大きいものになります。

また、算定要領策定時は、節水意識が働かないと基本料金でいくらかでも使い放題になってしまう料金体系というのは良くないという背景もあり、算定要領ではこのような考え方を取っています。その点、用水供給事業者の場合は、そのような配慮がそもそもありませんので、ベースとしては固定費に関するものは、基本的には全額基本料金というところがスタートラインになります。

ただその一方で、構成団体それぞれの事情であったり、地域の実情だったり、色々ございますので、そこに関しましてどこまでを使用料金で、どこからどこまでを基本料金でということは、あくまで供給者と需要者の皆様との合意によるものであると理解しております。

それを踏まえて、今回議論の対象になっているダム関連経費に関して、固定費か変動費かという話ですが、資料1-2にも整理していただいているとおり、算定要領上、固定費は給水量の多寡には関係なく、水道施設を適正に維持していくために固定的に必要なとされる費用のうち需要家費に属するものを控除したもので、需要家費はありませんので、その定義に照らしますと、やはりダム管理費は固定費であるとまずは考えます。固定費と解釈するのが妥当であると思います。

その上で、それをさらに踏まえて3点目として、ダム管理費をどのように徴収していくかというところに関しましては、前回も同じことをお話しさせていただきましたが、ダム関連経費に関しては、企業団と国との間で決定された基本水量に基づいて行われておりまして、その割合は現在でも変更されていないものと認識しております。

一方で令和6年3月に締結されました更新に伴う施設規模の基となる供給水量に関する覚書において、定められた更新基本水量というのは、あくまで企業団の内部での取り決めであり、国の取り決めには影響を与えないものであると理解しております。そこを踏まえると、ダム管理費を企業団の内部でどう配分していくか、その配分を定める分母に更新基本水量を用いる積極的な理由はないのではないかと私は考えております。基本水量に基づき負担するという形が一番素直な形であると考えております。私からは以上です。

(佐藤克昭委員長)

どうもありがとうございました。それでは佐藤委員からお願いします。

(佐藤和美委員)

総括原価や料金算定要領の基本的な認識は赤木委員が言ったことと同様であり、省略いたします。

その上で、企業団の考えは、よく理解できます。安定した経営を求めるという意味で、固定的経費であるダム関連経費、それから撤去費、これを基本料金に含め安定した経営を実現していくという考えは大変よく理解できます。片や、給水を受ける自治体は市民生活、住民の方たちの生活の安定と向上に大きな責任を負っております。責任を負いながら日々水道事業を運営しています。今回の原価配分の変更によって不利益を被る自治体があり、かつ不承知であるというときに何らかの配慮というものがなされても然るべきである、と考えるのも一つの考え方だと思います。

前回の会議で、ダム関連経費の中のダム管理費の維持管理部分を使用料金に含めるという意見を申し上げたのも、こうした自治体の方たちの立場というものを背景にしているところであります。おそらく、企業団がこのD'案を提案なさったのもそういったことからではないかと考えます。

ただし、全体を俯瞰して多少の不利益を承服して皆さんが同じ方向にまとまるというのであれば、企業団の提案する案で進めていくと良いと思います。その方が企業団の安定した経営は確保できます。ただ、基本料金の在り方が固定的な経費をとにかく含めることによる究極的な安定経営というものが正解かという、そうではないと私は思っております。その辺の色々な裁量があってもよいのではないかと考えます。

(佐藤克昭委員長)

どうもありがとうございました。今、お二方の委員から、ダム管理費の負担の在り方についての意見がありました。そういうことも踏まえて私から少し長くなり、意見が重なるところがあるかもしれませんが、我慢して聞いていただければありがたいと思います。

前回、色々な議論があり、それを踏まえて、私なりに論点整理をして考えてみました。今回は、前回の討議を踏まえて焦点となっているのが長島ダム関連経費。これはダム管理費とダム所在市町村交付金相当額の負担金について、それからもう一つは撤去費で、基本料金は旧と更新と2つありますがどちらで負担するのか、あるいは使用料金で負担するのかということについて、総括原価の配賦方法と今後の料金負担の在り方に関する企業団の考え方、具体的にはD・D'・E案の比較検討、それから市ごとに負担される額のシミュレーションを行い、その説明がありました。

最初に議論の起点となっているのが総括原価の配賦方法で、資料1-1で説明があったように水道料金算定要領では、料金算定する手順において、先ず水道施設の維持管理費のほとんどを固定

費（基本料金原価）に配賦する。これは赤木委員からおっしゃられたとおりのお話だと思います。しかし、基本料金がそうすると高額になることから、水道事業の安定経営にはプラスになるのですが、一方では、低廉な水の供給という水道の原則にもとることになる、と書かれております。このため、固定費の配賦基準として、いくつかの対応方法が考えられており、最大稼働率や施設利用率、負荷率等を用いて、実際に末端給水事業者の方々が配賦計算をされている例もあります。

これに対して、当企業団の現行の費用の配賦基準は対照的であり、最初から手順として、維持管理費のほとんどが変動費に入っております。変動費は使用料金原価に配賦されるため、結果として基本料金が抑制されている形になっています。

ただし、先ほどの話があるように、この要領は末端給水事業者向けで、企業団のような水道用水供給事業体においてはそのまま適用しがたく、そもそも需要家費というのは用水供給事業体ではなく、準備料金に入っておりません。経費構造が、末端給水事業体と用水供給事業体では異なるので、そのまま算定要領を適用することには問題があると私は考えます。

実態として、全国に2部料金制にしている用水供給事業体がたくさんあります。この料金制度は実際どのように行われているのかについては、前回の審議会資料のとおり企業団で調査していただいています。その結果等を見ますと、多くの事業体が総括原価方式で料金算定をしております。基本的に施設の維持管理費はほとんど固定費に入れ、手順通りに行っているところが多いのですが、事業体の経営状況、あるいは経営戦略、経営計画等により固定費の一部を変動費に入れる調整をしています。具体例としては、人件費、減価償却費の一部を変動費に配賦する調整をしています。あるいは独自の配賦基準を設けて、企業団も同じですが、維持管理費は変動費に配賦するというような、事業体が適宜に選択をして、状況に合わせ選択をし、配賦して料金決定するというのが実態ではないかなと思います。

ダム管理費についても調査していただきましたが、同じように選択、配分され、料金原価へ配賦されているのが実態であります。

そこで、当時、企業団の総括原価方式に切り替えた平成29年の料金改定では、資料2にあるように構成団体から料金値下げの強い要望があり、これに応えるために基本料金や使用料金を共に引き下げました。基本料金は48円から31円、使用料金は38円から32円と引き下げということに主眼が置かれた料金改定でありました。さらに基本水量と使用水量の乖離がある団体もあるので、そういうことにも多分配慮し、基本料金原価は、減価償却費、支払利息、資産維持費等に抑えて、残りの経費は、全てダム関連経費を含め使用料金原価としている。結果として基本料金は低く抑えるというような調整が行われたのではと推察されます。

そこで問題になっているダム関連経費の配賦は、その時どのように検討されたかを質問させていただきましたが、特別な議論が行われないうまま、使用料金原価に入れたということでした。

今回について、昨年度策定されました施設更新実施計画は、約770億円の費用がかかる大事業で、これが実現可能となるような財政計画に基づいた給水収益が確保されなくてはなりません。もう一つは、施設能力が大きく変わり、新たな料金体系が必要になるということで、旧基本料金と更新基本料金、使用料金という3部料金制の採用による料金改を検討されているのが現状だと理解しております。

このために改めて料金原価の配賦方法について検討しますと、これまでのなるべく基本料金が安くなるよう使用料金原価に経費を配賦することについて、やはり継続性は重視されるべきとしても、現在、変動費で使用料金原価に配賦されている長島ダム関連経費については、本来の配賦されるべき固定的経費、すなわち基本料金原価に配賦するという提案が企業団からなされている

と理解しております。私の考え方は、ダム関連経費の配賦について、D、D'、E案の3案が協議されていますが、ダム関連経費は長島ダム建設時の毎秒 2.0 m³、すなわち旧基本水量 160,700 m³/日に基づく使用権の対価として契約されている。企業団の使用水量の多い少ないや更新施設の有無に関係なく、長島ダムが存続する限り必要となる固定的経費であると考えますので、前回の審議会で議論されましたが、先ほど説明ありました資料に示されている企業団の考え方のおり、私としては、旧基本料金原価に配賦されるD案が妥当と考えています。また、旧基本料金と更新基本料金に分割配賦するD'案については、色々な考え方があると思いますが、そもそもダム管理費には、人件費等のように企業団内部でコントロールできる、業務量が多かったら人員を増やすというような（業務の繁忙度等で変動管理する）ことが企業団自体で可能な経費であれば、分割配賦することに意味があると思いますが、この長島ダム関連経費につきましては、企業団が忙しくても暇だったとしても請求された通り支払わなければならない固定的経費なので、私は分割配賦することは適当ではないと考えています。

撤去費の取り扱いについては、資料にある事務局案に異存はありません。ここで問題は、建設改良事業に含めて撤去する（撤去後に施設更新を行う）という場合に、撤去費用を更新費用に含めて資産計上して、更新基本料金による減価償却費として扱うことは、制度管理上問題ないですか。

（事務局）

はい、問題ありません。

（佐藤克昭委員長）

特に問題がないということならば、撤去費も企業債の対象になってくるということで、支出の平準化により安定経営に資するというメリットがある。それから、国庫補助の対象になるかもしれないということも踏まえて、（事務局案通りで）よろしいのではないかと考えます。

以上を踏まえ、今回の料金改定では、施設更新実施計画に基づいて長期間に多額の更新投資が予定され、一方で、人口減少等による供給水量の減少が続くことから、水道事業経営は厳しさを増していくものと予測されております。従って、ダム関連経費を旧基本料金で安定して回収することは、構成団体の公平な負担に適うとともに、水道事業の安定的な維持を通じて持続可能な経営につながるということが期待されるというのが1点であります。

もう一点は、この機会を契機に新料金体系の考え方について、料金算定手順、総括原価の分解や配賦の原則を示すことが、料金改定を検討する上での共通認識として、また料金設定の透明性、説明責任を果たす観点からも基本的に重要であると考えております。特に総括原価の分解配賦において、前回の改定時には議論されなかった個別費用の性質を見直す。3部料金制の採用に関して、旧・更新基本料金と使用料金でどの経費を回収すべきかということを整理し、その中でダム関連経費を本来の固定的経費として基本料金原価に移動して配賦するということは、水道料金の合理的な設定や料金決定の適正化を促進する意義があると考えてます。

3点目として最も重要なことは、企業団の新料金体系や料金改定の提案に対して、構成団体の皆さんの承認を得る、合意形成を図ることが課題解決の必須要件であると私は考えます。従って、資料3-1、3-2で施設更新計画の実施期間にわたる試算ができております。D、D'、E案の各市の給水料金の比較、それから令和3年度の給水料金と比較した場合の推移、これをシミュレーションしています。当然ですが、団体間の負担に差異があるのは、当たり前ですが、

その程度がどうかと考えてみますと、7市の構成団体で自己水源がたくさんある団体とそうでない団体で、企業団からの用水供給量、依存度に大きな差があるのが事実であり、少ないところは用水に10%台半ばぐらい依存している、多いところは80%程度を依存しているという差があります。あるいは基本水量と実際の使用水量の差異が大きいところがあり、基本水量の移譲が行われてもいますが依然として差異はあり、こうしたことが、構成団体からの意見の相違の背景にあるのではないかと推測されます。そのため、試算結果も含めまして、もう一度、構成団体の方に再考していただくように企業団が取り組むようお願いをしたい。この資料3-1、3-2をどういうふうに皆様がお感じになるのか、解釈するのかということで、特に更新基本水量の設定は、皆さん同意されていますが、旧基本水量に比べるとかなり使用水量に近い水量が設定されていると思います。当たり前の話ですが、旧基本料金の大きな構成要素である減価償却費は、投資が終わっているので減っていき、更新基本料金については、これから投資が行われるので減価償却費が増えていく結果になっています。

そういった中で、料金負担への調整が行われている結果になっていると見ることもできると思います。特に令和3年度給水料金との増減比率を比べてみますと、計画の実施当初もそうですが、最終的な年度に向けては比率が半減していく構成団体もありまして、(この試算結果等も含めて)もう一度皆さんよくお考えをまとめていただくことも必要なかと思えます

今後を考えた場合、地域の人口減少や施設の老朽化、それから災害対策等によって、構成団体におかれましても、水道事業経営の環境が厳しさを増していく。昨日浜松市の水道料金も来秋値上げ改定する方針という報道が出ております。従って、企業団からの受水費の動向は、水道料金への影響が大きいわけですから、事業者等への説明責任を果たす、納得性のある根拠を明確にした料金体系や料金改定を提出することが一層求められていると認識しております。強靱な施設で持続可能な経営を行うことを前提にした上で、水道法はその目的に清浄にして豊富低廉な水の供給をうたっています。特に強靱化、インフラの強靱化、レジリエンスといったことが盛んに問われている状況であります。それで、地域の水道を維持し、安全な水道が将来に渡って安定的に供給されるように、水道料金を適正な水準に設定することは、本来的には需要者の利益にもかなうことであるとの共通認識の必要性を強く感じています。

静岡県の水道広域化推進プランが策定されまして、大井川圏域においても地域連携による水道事業者の経営基盤強化が図られようとしている状況も含めまして、それぞれの構成団体の利害があると思いますが、地域の全体最適化を目指す観点からも、適切な結論が導かれるように、取りまとめに努めたいと考えております。

何か付け加えるようなご意見がありましたらお伺いしたいと思います。

(佐藤和美委員)

先ほど委員長がおっしゃいました構成団体に再考を促してはいかがかと、ここでもう一度考えを検討していただくというのは大事なことかなと思います。その上でどうなるかという最後の結論が出るのではないかと考えております。

(佐藤克昭委員長)

今後の予定はどうなっていますか。

(事務局)

今後の予定ですが、この審議会終了後に構成団体の皆様には今回の審議会の内容等についての文書による意見照会を行います。10月中旬頃までに取りまとめを行い、提出された意見を各委員にもご確認していただいた上で、次回の11月21日の審議会を実施する予定です。皆さんのところに意見照会を行いますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤克昭委員長)

せっかくですので、オブザーバーの方でご質問、ご意見がある方がいらっしゃいますでしょうか。もしあればご発言いただいで結構でございます。

(島田市)

島田市でございます。まず、先ほど委員長からも説明をしていただきまして、理解をした部分もありますが、これまで島田市としましては、以前D案が提示された際の意見照会時に質問書において、考え方や期待について回答をしてきたわけでございます。前回第1回の審議会においても、その点も踏まえまして、佐藤委員長から私たちの意見を代弁してくれるような発言があったのかと解釈をしておりますが、先ほどの事務局からの説明の中で、それは全てであったかということ、少し分からない部分もありました。内容的には、もし差し支えなければ陪席の方で私どもの職員がおりまして、説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。私どもの意見を発言させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(島田市)

島田市水道課の北川です。資料1-2で、表が3つあります。真ん中の表が固定費と変動費をしっかりと分けた表になっているかと思いますが、右の表で人件費や修繕費が使用料金とされているところに疑問があります。企業団では、そのことについては資本費と維持管理費に分けて、それを基本料金と使用料金に充てているということですが、先ほど説明責任というお話もありましたが、これが適切なやり方なのかどうか疑問があり、お話をさせていただきました。そういった固定費を資本費と維持管理費に分けるといえることが共通認識といえるほど、一般的な方法なのかというところが分からないと思っております。

(赤木委員)

先ほどご説明させていただいた通りとなります。それぞれの費用をどのように配分していくか、料金総括原価は箱の大きさ、回収すべき金額の総額の話と箱の切り方、どういう分けで回収していくか、その意味では理論通りにもともとの計画通り水が使用されれば、どちらの名目でも原価自体は回収できるということになります。それぞれのタイミングでの各事情に基づいて基本料金と使用料金の分けというのは、合意の上で双方の納得のもとに行っていくという認識であります。その意味では前回平成29年にこのような配賦分けをしていたということで、それに関しては納得の上であると理解しております。算定要領上どちらの方がより良いかと問われれば、当然基本料金であると思えます。ただ、それ以上のことは私の立場からどちらにすべきということは申し上げることはできません。

(島田市)

ありがとうございます。確かに料金算定する上では、固定費の一部を使用料金で賄って、基本料金と使用料金でバランスをとっていくということはよく理解できております。先ほど継続性というお話もあって、平成29年のお話が出たと思いますが、その時にどうやって合意を得られたのかは分かりませんが、やり方としてこのように決めたということであればそれを妥当とするのか、それを皆で納得したということによって妥当とするのかどうかということに疑問があり、お話しさせていただきました。ありがとうございました。

(焼津市)

資料2のダム関連経費はダムが存続する限り生じる固定的な経費ということで、旧基本水量とするということでありました。減価償却費は令和39年度まで、償還金が令和13年度までということ踏まえてという案ですが、これは有期で期限を切ったものではなく、例えば、減価償却が終わるまでではなく、先ほど委員長が申されたようにダムがある限りは永久的にということでしょうか。

(佐藤克昭委員長)

減価償却費は令和39年度、元利償還金は令和13年度まで決まっているとのことなので、「ずっと続く」というのは、その期限までということです。

(上記の発言が議事録作成上、分かりにくかったため、佐藤克昭委員長へ確認した結果、長島ダム建設の減価償却費は令和39年度、元利償還金は令和13年度まで支払うことが決まっており、「ずっと続く」というのは、長島ダム関連経費(ダム管理費と市町村交付金相当額負担金)について、固定的な経費として、ダムが存在する限り費用負担が続くという趣旨で発言したとのことでした。)

(焼津市)

減価償却費のその期限までということによろしいですね。

(佐藤克昭委員長)

はい。

(この「はい。」の意味が議事録作成上、分かりにくかったため、佐藤克昭委員長へ確認した結果、ダムの減価償却費の期限が令和39年度までということで、ダム関連経費を旧基本水量へ配賦する期限ではないということでした。)

(焼津市)

前日も申し上げましたが、当市は旧基本水量をいただけない状況になります。しかし、それについて当然に減価償却が終わるまでは払っていくもので、それが算定の料金になるということの理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。減価償却費はそのような形(費用に応じた負担)になります。ただ、令和55年度までの試算では、基本的にダム管理費は、令和55年まで旧基本料金に入っています。

(焼津市)

ありがとうございました。

(佐藤克昭委員長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。もし無いようでしたら、これで本日の審議は終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局は本日のご意見も含めまして、回答を次回の審議会までに用意をしていただくようお願いいたします。本日の審議はここまでといたします。事務局から何かありましたらお願いします。

(事務局)

本日のご意見を踏まえまして、事務局より議事録を作成し、委員の皆様にご確認の上、取りまとめを行います。また、次回の第3回審議会では、今回出た意見等を基に答申書案を作成しますので、答申書案について審議していただきたいと考えております。また、先ほども申し上げた通り、本審議会終了後に構成団体の皆さんにおいては、今回の審議会の内容についての文書による意見照会を行います。こちらは、10月中旬までに取りまとめを行いまして、提出された意見を委員に確認していただいた上で、次回の審議会を開催する予定ですので、よろしくをお願いいたします。

事務局からは以上です。

(佐藤克昭委員長)

第3回審議会は、今の説明の通りでよろしいでしょうか。また後日質問等がある場合は、事務局へ取り合わせをいただいて、第3回の審議会で事務局から報告をしていただくということでもよろしいでしょうか。それではこれで事務局に司会進行をお返しいたします。

(司会者)

佐藤克昭委員長、審議の進行、ありがとうございました。第2回審議会につきまして、市川企業長よりお礼を申し上げます。

(企業長)

本日も専門的なお話、特に委員長におかれましては、非常に分かりやすい整理をしていただきまして本当にありがとうございました。

冒頭の挨拶で申し上げましたが、我々に一番求められているのは安定供給です。将来にわたって水を安定的に供給する。そのためには経営や設備の更新を適切な時期にしっかり実施していかなければなりません。これは水道事業を行っている全ての構成団体の皆様も同じだと思います。我々も昨年令和52年までの更新計画を作らせていただいて、それをしっかり実践していくために今後どのような料金体系が必要か、あるいはこれから長い時期において今までの設備を使用しながら新しい施設を整備するということで、旧設備と新設備に対する料金的なバランスなど、どのようにすべきか。色々教えていただいたものを踏まえてしっかり安定供給を第一に、それが担保できるような料金体系を皆様のご理解を得て作っていきたいと思います。予定ではもう一回となりますので、ぜひ次回よろしくようお願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

(司会者)

事務局から次回の委員会についてお知らせします。次回、第3回審議会は11月21日の14時00分から、本日と同じこちらの静岡商工会議所会館で開催を予定しております。詳細は後日御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、静岡県大井川広域水道企業団第2回料金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。